



報告対象期日 物件ごと (平成 25 年 7 月 31 日提出)

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること				敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他						
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3					
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項) まちづくりの目標考え方に反しないこと(5条2項) 壁面の位置の制限を守る。(5条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)															
1	24.5.8 24.5.9	倉庫	○	○														
			(配慮事項)															
2	24.7.9 24.7.11	研究開発	○															
			(配慮事項)															
3	24.6.23 24.9.12	食品製造の工場	○															○
			(配慮事項)															
4	25.6.4 25.6.12	菓子製造工場及び販売所(予定)	○															
			(配慮事項)															
5	25.6.5 25.6.12	焼き菓子工場・事務所	○															
			(配慮事項)															
6																		
			(配慮事項)															
7																		
			(配慮事項)															
8																		
			(配慮事項)															
9																		
			(配慮事項)															
10																		
			(配慮事項)															

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他						
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3				
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	ルールの詳細な規定														
			地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 ( 条 1 項 )														
			まちづくりの目標 考え方に反しないこと ( 条 2 項 )														
			壁面の位置の制限を守る。 ( 条 )														
			敷地内の空地を良好な管理を行う。 ( 条 )														
			南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする ( 条 )														
			商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。 ( 1 条 )														
			敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの ( 2 条 )														
			東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 ( 条 )														
			区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 ( 3 条 )														
			看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 ( 4 条 )														
			工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。 ( 5 条 )														
1	25.7.1 25.7.10	事務所・倉庫	○	○													
			(配慮事項)														
2	25.7.31 25.8.12	倉庫	○														
			(配慮事項)														
3	25.9.1 25.9.11	化粧品製造の工場	○	○						○							
			(配慮事項)														
4																	
			(配慮事項)														
5																	
			(配慮事項)														
6																	
			(配慮事項)														
7																	
			(配慮事項)														
8																	
			(配慮事項)														
9																	
			(配慮事項)														
10																	
			(配慮事項)														

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 ( 条 1 項 )	まちづくりの目標 考え方に反しないこと ( 6 条 2 項 )	壁面の位置の制限を守る。 ( 2 条 )	敷地内の空地を良好な管理を行う。 ( 8 条 )	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする ( 10 条 )	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。 ( 11 条 )	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの ( 12 条 )	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 ( 8 条 )	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 ( 13 条 )	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 ( 14 条 )	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。 ( 15 条 )
1	25.10.15 25.11.13	倉庫	○	○									
			(配慮事項)										
2													
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 ( 条 1 項 )	まちづくりの目標 考え方に反しないこと ( 6 条 2 項 )	壁面の位置の制限を守る。 ( 2 条 )	敷地内の空地を良好な管理を行う。 ( 8 条 )	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする ( 10 条 )	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。 ( 11 条 )	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの ( 12 条 )	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 ( 8 条 )	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 ( 13 条 )	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 ( 14 条 )	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。 ( 15 条 )
1	25.12.1 26.1.10	菓子製造工場及び販売所の新築	○	○			○						○
			(配慮事項)										
2													
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	ルールの詳細な規定	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)
1	26.4.7 26.4.18	大型自動車の販売 修理の増築		○	○		○							○
				(配慮事項)										
2	26.4.21 (未進出)	外資食肉加工業の 賃貸進出		○	○									△
				(配慮事項)臭い										
3	26.6.4 26.6.12	業務用米穀卸売業の 進出		○	○									
				(配慮事項)										
4	26.6.20 26.9.10	外資屋内看板販売 業の進出		○	○									
				(配慮事項)										
5	26.6.30 26.7.9	中華食品製造業の 進出		○	○									
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要用途	守る他 (6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)
1	26.9.16 26.9.17	化粧品倉庫増築	○	○		△							
			(配慮事項)										
2													
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	ルールの詳細な規定	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	26.11.10 26.11.14	パン材料販売業の新築計画		○	○									
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。





報告対象期日 平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	27.7.22 25.8.7	事務所・倉庫		○	○							○	○	
				(配慮事項)										
2	25.7.23 25.8.7	事務所・倉庫		○	○									
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(5条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)										
1	27. 9. 30 27. 10. 14	倉庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
			(配慮事項)										
2	27. 9. 30 27. 12. 9	事務所・倉庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(5条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)											
1	① 協議書類の提出年月日 28.6.14 28.6.22 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途 倉庫	○	○		○						○		
			(配慮事項)											
2														
			(配慮事項)											
3														
			(配慮事項)											
4														
			(配慮事項)											
5														
			(配慮事項)											
6														
			(配慮事項)											
7														
			(配慮事項)											
8														
			(配慮事項)											
9														
			(配慮事項)											
10														
			(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他							
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3					
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) ① こと(6条1項) ② まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条1項) ③ 壁面の位置の制限を守る。(5条) ④ 敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条) ⑤ 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) ⑥ 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) ⑦ 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) ⑧ 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) ⑨ 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) ⑩ 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) ⑪ 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)															
1	① 協議書類の提出年月日 28. 8. 2 28. 9. 20 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途 倉庫	○	○														
			(配慮事項)															
2																		
			(配慮事項)															
3																		
			(配慮事項)															
4																		
			(配慮事項)															
5																		
			(配慮事項)															
6																		
			(配慮事項)															
7																		
			(配慮事項)															
8																		
			(配慮事項)															
9																		
			(配慮事項)															
10																		
			(配慮事項)															

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(5条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)											
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	○	○		○						○	○	
			(配慮事項)											
2														
			(配慮事項)											
3														
			(配慮事項)											
4														
			(配慮事項)											
5														
			(配慮事項)											
6														
			(配慮事項)											
7														
			(配慮事項)											
8														
			(配慮事項)											
9														
			(配慮事項)											
10														
			(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 29 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)											
1	29.11.6 29.11.8	低温倉庫の建築	○	○		○							○	○
			(配慮事項)											
2														
			(配慮事項)											
3														
			(配慮事項)											
4														
			(配慮事項)											
5														
			(配慮事項)											
6														
			(配慮事項)											
7														
			(配慮事項)											
8														
			(配慮事項)											
9														
			(配慮事項)											
10														
			(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画(配慮指針)」を配慮する。(15条)										
1	30. 1. 6 30. 2. 14	内装工事による変更	○	○							○		
			(配慮事項)										
2	30. 3. 12 30. 3. 14	事務所倉庫の新築	○	○	○	○				○	○	○	○
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4		1	2	3	
			地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(11条)	商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)		東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 30.4.26 30.5.10  ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( )	○	○		○					○	○		
		建築等の概要 用途 看板の変更、店舗内装の変更												(配慮事項)
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(1条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条) 区域内の事業者は白〇敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)										
1	30.7.6 30.7.12	害虫駆除、消毒業務の事務所建築	○	○		○				○		○	
			(配慮事項)										
2	30.9.10 30.9.12	看板の変更、店舗内装の変更	○	○							○	○	
			(配慮事項)										
3													
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 平成29年10月1日から平成29年12月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他			
			1	2	3	1	2	3	4		1	2	3	
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの日標 考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は白〇敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指針基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)											
1	30.9.1 30.10.10	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	○	○		○							○	○
		看板の変更、店舗内装の変更	(配慮事項)											
2	30.10.29 30.11.14	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	○	○		○							○	○
		内装の変更	(配慮事項)											
3		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
4		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
5		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
6		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
7		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
8		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
9		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											
10		行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途												
			(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること				敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1		2	3	
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(2条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)											
1	① 協議書類の提出年月日 31. 1. 31 31. 2. 13 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要用途 倉庫・車庫の増築	○	○	○	○					○	○	○	○
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和2年1月1日から令和2年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
			<small>                     地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(9条1項)                      まちづくりの目標、考え方等に反しないこと(9条2項)                      壁面の位置の制限を守る。(10条)                      敷地内の空地を良好な管理を行う。(9条)                      南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)                      商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)                      敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)                      東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)                      区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)                      看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)                      工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)                 </small>											
1	02. 2. 4 02. 3. 26	看板の変更、店舗内装の変更	○	○									○	
			(配慮事項)											
2														
			(配慮事項)											
3														
			(配慮事項)											
4														
			(配慮事項)											
5														
			(配慮事項)											
6														
			(配慮事項)											
7														
			(配慮事項)											
8														
			(配慮事項)											
9														
			(配慮事項)											
10														
			(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他						
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3				
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条1項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)														
1	2.8.17 2.9.9	店舗内装の変更	○	○		○											
			(配慮事項)														
2	2.8.20 2.9.9	看板の変更、倉庫一部改修	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
			(配慮事項)														
3																	
			(配慮事項)														
4																	
			(配慮事項)														
5																	
			(配慮事項)														
6																	
			(配慮事項)														
7																	
			(配慮事項)														
8																	
			(配慮事項)														
9																	
			(配慮事項)														
10																	
			(配慮事項)														

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
			地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条1項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)										
1	① 協議書類の提出年月日 2.12.9 ② 協議終了の年月日 2.12.9	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途 昇降機の設置	○	○	○	○					○	○	○
2			(配慮事項)										
3			(配慮事項)										
4			(配慮事項)										
5			(配慮事項)										
6			(配慮事項)										
7			(配慮事項)										
8			(配慮事項)										
9			(配慮事項)										
10			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



報告対象期日 令和3年4月1日から令和3年6月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他							
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3					
			ルールの詳細な規定 ① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日 行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途															
1	3.4.5 3.5.13	店舗内装の変更	○	○														
			(配慮事項)															
2	3.4.12 3.5.13	看板の変更、倉庫内装改修	○	○	○						○	○	○	○				
			(配慮事項)															
3																		
			(配慮事項)															
4																		
			(配慮事項)															
5																		
			(配慮事項)															
6																		
			(配慮事項)															
7																		
			(配慮事項)															
8																		
			(配慮事項)															
9																		
			(配慮事項)															
10																		
			(配慮事項)															

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和3年7月1日から令和4年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	ルールの詳細な規定	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする (10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界、道路境界に門扉等は開放性のあるもの (12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他 (6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	4.3.3 4.3.9	看板の変更、倉庫内装改修		○	○	○						○	○	○
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和4年4月1日から令和4年6月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他				
			1	2	3	1	2	3	4		1	2	3		
			ルールの詳細な規定 地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(7条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(23条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)												
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	店舗内装の変更	○	○								○		
			(配慮事項)												
2	4.4.26 4.5.13	看板の変更、倉庫内装改修		○	○					○	○	○	○		
			(配慮事項)												
3															
			(配慮事項)												
4															
			(配慮事項)												
5															
			(配慮事項)												
6															
			(配慮事項)												
7															
			(配慮事項)												
8															
			(配慮事項)												
9															
			(配慮事項)												
10															
			(配慮事項)												

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和4年7月1日から令和5年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
			1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
			地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項) まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項) 壁面の位置の制限を守る。(1条) 敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条) 南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条) 敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条) 商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条) 東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条) 区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条) 看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条) 工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)										
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他( ) 建築等の概要 用途	○	○	○					○	○	○	
		看板の変更等	(配慮事項)										
2	4.12.19 5.2.8	看板の変更等	○	○	○					○	○	○	
		看板の変更、建物の改築等(予定)	(配慮事項)										
3	5.2.20 5.3.8	看板の変更、建物の改築等(予定)	○	○	○					○	○	○	
			(配慮事項)										
4													
			(配慮事項)										
5													
			(配慮事項)										
6													
			(配慮事項)										
7													
			(配慮事項)										
8													
			(配慮事項)										
9													
			(配慮事項)										
10													
			(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。



地域まちづくりルール運用状況報告書

令和6年3月29日

(報告先)

横浜市長 山中竹春様

報告者 協同組合横浜マーチャングダイジングセンター  
横浜市金沢区幸浦二丁目26番1号  
理事長 木村 仁  
電話番号 (045) 784-1501

地域まちづくりルールに関する協議等の概要等(ルールの運用状況)に関して、報告いたします。

運用状況	運用基準第21号様式
報告の対象期日	令和5年4月1日から令和5年6月30日
その他 特記事項	協議件数: 1件 相談件数: 1件  ◎食品加工業の建物賃借進出 (R5.6.14)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この報告書には、報告に必要な書類を添付してください。
- 3 条例施行規則第32条第2号に基づき、この報告の内容を取りまとめた書類を作成し、インターネットの利用等により公表します。

地域まちづくりルール運用状況報告書

令和6年3月29日

(報告先)

横浜市長 山中竹春様

報告者 協同組合横浜マーチャングライディングセンター  
横浜市金沢区幸浦二丁目26番1号  
理事長 木村 仁  
電話番号 (045) 784-1501

地域まちづくりルールに関する協議等の概要等(ルールの運用状況)に関して、報告いたします。

運用状況	運用基準第21号様式
報告の対象期日	令和5年7月1日から令和6年3月31日
その他 特記事項	協議件数：2件 相談件数：2件  ◎珈琲豆等の卸売業の持分譲受けによる進出(R6.2.14)  ◎会社分割による事業承継に伴う土地建物所有権名義変更(R6.3.13)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。  
2 この報告書には、報告に必要な書類を添付してください。  
3 条例施行規則第32条第2号に基づき、この報告の内容を取りまとめた書類を作成し、インターネットの利用等により公表します。



報告対象期日 令和5年7月1日から令和6年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ( )) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ( ) 建築等の概要 用途	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (9条1項)	地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (9条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (9条2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする (10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの (12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他 (6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	5.12.8 6.2.14	看板の変更、建物内装の改修		○	○	○						○	○	○
				(配慮事項)										
2	6.2.20 6.3.13	看板の変更 等		○	○							○	○	
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項      △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項      × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。